

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	2	1	環境保全費	111

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	環境保全事務								
事業目的	騒音、振動、水質、土壌及び地下水などの環境項目について必要な調査を実施し、市民が快適に暮らせる環境を守るための監視体制を充実する。 地球温暖化対策を市民に周知啓発を行い温室効果ガス排出抑制に繋げる。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に影響する各種調査の実施による継続的な変化の確認及び各種公害に関する対応と関係機関との調整 ・市民に対して環境の情報を提供し、環境意識の啓発を実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・河川水質の定点観測 ・自動車騒音等の調査 ・地下水汚染に関する調査 ・航空自衛隊岐阜基地に起因する騒音公害等に関する対応 ・地球温暖化対策活動推進事業（市民等への地球温暖化対策の普及啓発） ●主な決算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・河川等水質分析調査業務委託料</td> <td style="text-align: right;">946,000円</td> </tr> <tr> <td>・河川等底質分析調査委託料</td> <td style="text-align: right;">132,000円</td> </tr> <tr> <td>・自動車騒音常時監視業務委託料</td> <td style="text-align: right;">759,000円</td> </tr> <tr> <td>・COOLCHOICE普及促進事業委託料</td> <td style="text-align: right;">4,840,000円</td> </tr> </table> 	・河川等水質分析調査業務委託料	946,000円	・河川等底質分析調査委託料	132,000円	・自動車騒音常時監視業務委託料	759,000円	・COOLCHOICE普及促進事業委託料	4,840,000円
・河川等水質分析調査業務委託料	946,000円								
・河川等底質分析調査委託料	132,000円								
・自動車騒音常時監視業務委託料	759,000円								
・COOLCHOICE普及促進事業委託料	4,840,000円								
事業の成果・効果	犬山の豊かな緑や水辺環境および生活環境を守るために、河川等水質・底質調査による水環境の監視、自動車騒音調査、事業活動に伴う騒音・振動など公害苦情対応により市民生活の環境保全を保つことができた。また、国が進める「COOLCHOICE普及啓発活動」を新たに展開し、二酸化炭素排出抑制の取組みに対する普及啓発を広く実施した。								

II : 個別事業内訳

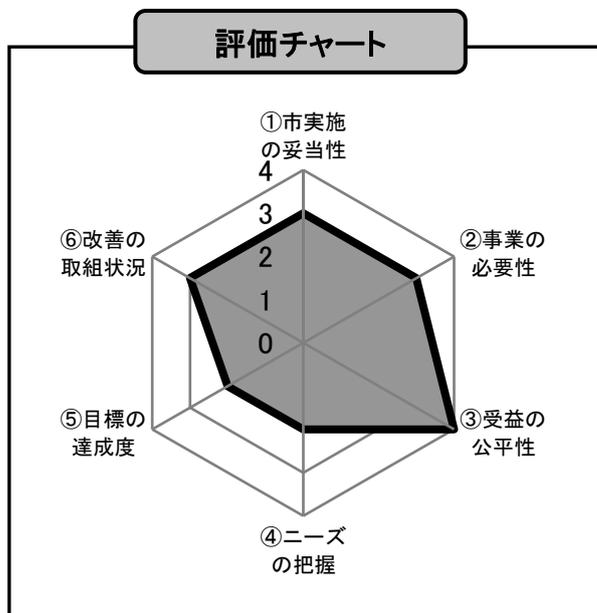
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
環境保全事務	6,983	4,865	2,118	30%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,983	4,865	2,118	30%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		5,615	6,983	7,939
財源内訳	国県支出金	25	4,865	26
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	5,590	2,118	7,913
一般財源の割合		100%	30%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	河川水質など生活環境の保全は市民生活に深く関連しており行政が実施する事業である。また公害対策の一部は法令等で市が実施すべき事業となる、また率先した地球温暖化対策・その普及啓発は行政の役割である。
②事業の必要性	3	事業全体として不可欠な業務であるがその内容や手法について縮小や見直すべきものも含まれている事業である。
③受益の公平性	4	水質や地球温暖化対策は将来にわたり不特定多数の市民に大きな影響を及ぼしかねない事業である。
④ニーズの把握	2	講座等一部事業については個々の事業終了時点、環境調査関係については環境基本計画策定時(令和元年度)にニーズを把握している。
⑤目標の達成度	2	環境調査については過去の観測結果等との比較を行い、必要に応じて追加調査を実施した。その一方で、事業所等との新たな公害防止協定等の締結には至らなかった。
⑥改善の取組状況	3	事業の継続性が必要な内容であるが、一定の成果が確認できた内容などについては見直しも想定し、業務の点検を継続していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	市民への普及啓発を目的とした地球温暖化対策事業を新たに実施した。
令和4年度に見直しを実施している事項	関連事業の継続を前提としてその手法や経費等に関しての効率化に向けて検討していく。
今後見直しを検討する事項	特に地球温暖化対策は国において新たな方針・施策へと次々と変化していくため、市としてもその流れに合わせた弾力的な対応や見直しを実施していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活環境保全に向けた家庭や事業所での環境配慮への取組みの推進	騒音・振動など公害発生防止に向けた取組みをはじめ、法令等に基づく事業者への指導など市民の環境満足度向上に向けた取組を実施すると同時に、行政による指導対象外となる生活騒音など住民間のトラブルにはマナー向上、法令遵守などを呼びかけていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	2	1	環境保全費	111

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	自然環境保全
事業目的	身近な地域の豊かな自然を適切に保全し、多様な動植物の生態系の維持等に努め、犬山市の良好な自然環境が貴重な地域資源としても活用されることにより、自然と調和した豊かなまちづくりを推進する。 また、自然環境を守るために再生可能エネルギーの導入についても継続的に推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境の適切な保全及び多様な動植物の生態系の維持を推進するため、各種調査や啓発活動を実施するとともに、地球温暖化対策の推進に努め再生可能エネルギーの普及を図る。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・河川等の生物相調査 ・里山の樹木相調査 ・里山の希少な動植物の系統的な実態調査 ・森林及び里地里山の保全活動支援 ・生態系維持に関する市民への普及啓発 ・外来種の駆除 ・地球温暖化対策設備等の普及啓発及び導入支援 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査業務委託 539,880円 ・ふれあいの森整備業務委託料 726,000円 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 5,221,600円 ・森林保全活動補助金 168,000円 (森林環境譲与税対象) ・森林保全活動用機械購入 1,291,840円 (森林環境譲与税対象) ・都市緑化推進事業 2,173,000円 (県費補助10/10)
事業の成果・効果	年間を通じた中島池ビオトープ管理や、年2回の東大演習林での観察会を開催し、市民が自然に触れ合う場や機会を創出したほか、里山での希少な動植物の調査を実施し、将来への豊かな自然の保全を推進した。また、緑化や自然保全の取組や個人住宅における地球温暖化対策設備の設置に対する補助を実施し、市民一人ひとりの意識を、地球環境保全への貢献に繋げることができた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

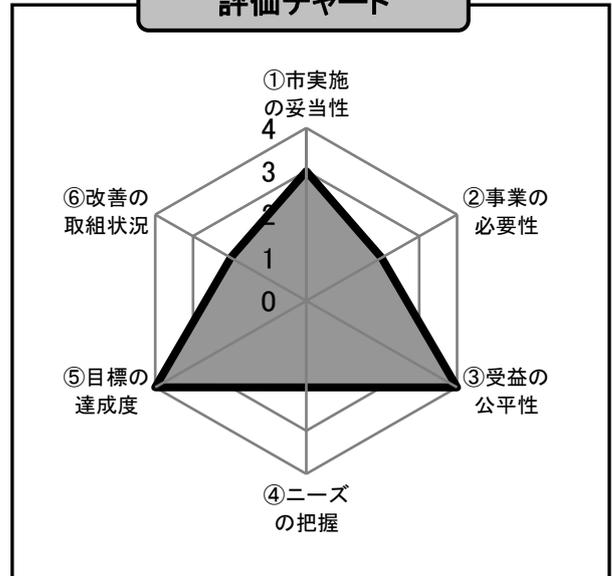
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
自然環境保全	12,121	10,164	1,957	16%	3	3	3
森林環境譲与税基金積立金	4,505	4,505	0	0%	2	2	1
環境保全基金積立金	230	230	0	0%	2	2	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	16,856	14,899	1,957	12%	2	2	1

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		13,280	16,856	44,788
財源内訳	国県支出金	11,070	10,371	17,730
	地方債	0	0	0
	その他	2,210	4,528	10,078
	一般財源	0	1,957	16,980
一般財源の割合		0%	12%	38%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	自然環境保全の取組は個人や市民活動での実施も見られるが採算性はなく事業として十分に供給されることは期待できない。また率先した地球温暖化対策・その普及啓発は行政の役割である。
②事業の必要性	2	自然環境保全・地球温暖化対策は不可欠であるが、個々人の意識や取組が成熟することが最も大切であり、財政状況に応じては大幅縮小や停止も可能である。
③受益の公平性	4	自然環境保全や地球温暖化対策は将来にわたり不特定多数の市民に大きな影響を及ぼしかねない事業である。
④ニーズの把握	2	自然環境保全関係については環境基本計画策定時(令和元年度)にニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	年度当初予定・目標とした事項は達成(実施)できた。
⑥改善の取組状況	2	事業の継続性が必要な内容であるが、一定の成果が確認できた内容などについては見直しも想定し、業務の点検を継続していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	森林の保全と活用を目的として交付される森林環境譲与税を活用し、伐採木・枝の処分の一助となる備品(竹木粉碎機)を購入したことで森林保全等の活動の推進と、処分等に係る経費の抑制が実現できることとなった。
令和4年度に見直しを実施している事項	家庭での地球温暖化対策を一層推進するため、既存補助制度の対象設備の拡充(ZEH・断熱窓工事)と、省エネ改修(断熱改修工事・高効率給湯機設置)、次世代自動車(電気自動車・燃料電池自動車)購入の補助制度を創設する。
今後見直しを検討する事項	毎年度交付される森林環境譲与税の活用方法を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
市内に現存する自然環境を本来の機能を損なうことなく保全する必要がある。また、地球温暖化対策としてエネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の更なる普及拡大が必要である。	大切に豊かな自然を保全しつつ、市民生活と自然が共生・共存する取組を推進する。市民や事業者が積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を選択するよう普及啓発や各種制度のPRを進めていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	2	1	環境保全費	111

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	犬山里山学センター管理
事業目的	里山文化の研究、活用及び保存をするとともに、森林及び環境保全活動の拠点としての整備に努め学習及び交流の場に供する里山学センター等を適切に運営し維持管理する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設を適切に維持管理するとともに自然環境に関する講習会等を実施し自然保護に関する市民意識の高揚と多様な活動団体等の交流の促進を図る。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・里山学センター等の維持管理 ・各種講習会等の実施 ・生物標本等の展示 ・次世代を担う人材育成講座の充実 ・市民や子どもたちへの情報発信及び環境意識の啓発 ・自然環境の保全を行うボランティアの育成 ・市民等による環境活動への支援 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・里山学センター管理業務委託料 5,593,170円
事業の成果・効果	自然環境保全の拠点として施設を適切に維持管理するとともに自然環境に関する講習会や展示などを実施することで多くの市民をはじめ施設利用者に対して自然保護に関する意識の高揚と多様な活動団体等の交流の促進することができた。

II : 個別事業内訳

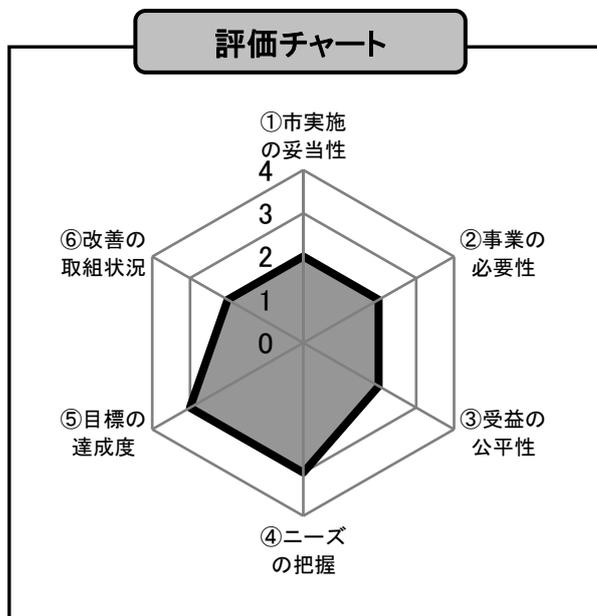
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
犬山里山学センター管理	6,524	60	6,464	99%	3	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,524	60	6,464	99%	3	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		6,695	6,524	7,183
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	3	60	95
	一般財源	6,692	6,464	7,088
一般財源の割合		100%	99%	99%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	施設管理を中心として施設を核とした各種講座を実施しているが、利用者・参加者に対する現在のサービス水準(参加料など)を維持する上では、民間事業者では採算性が取れず、サービスの低下につながる可能性はある。
②事業の必要性	2	市民の日常生活(趣味・教養などは除く)への直接的な影響は小さい。
③受益の公平性	2	施設利用者、事業参加者の数の、全市民に占める割合は少数である。
④ニーズの把握	3	施設に利用者からの意見や感想を求める用紙を設置している。
⑤目標の達成度	3	毎年予定する事業や活動は全て完了し、目標は達成しているが、担い手の育成までには至っていない。
⑥改善の取組状況	2	講座内容の確認や精査を含め、業務の点検を継続していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	現在実施している事業内容について業務受注者との協議を実施し、令和4年度に向けた見直しなどの方向性を確認した。
令和4年度に見直しを実施している事項	令和3年度の精査結果を踏まえ、施設管理業務のほか、施設を拠点として市が実施していた自然学習、人材育成、活動支援などの活動・業務についての精査・見直しを行った。
今後見直しを検討する事項	より効果的な事業を将来にわたり継続して実施していけるよう自然保全分野における新たな担い手の育成などについてその手法などを検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
平成18年の開館以降、自然との触れ合いを生み、またその大切さを確認できる貴重な施設であるが、将来に向けた短中長期的な視点での施設の在り方や方向性を決める必要がある。	長年にわたる実績と経験を基に施設を拠点として各種活動を展開しているが、更なる有効活用や各種活動の充実を図るため、事業内容の見直しなど具体的な検討を行い、順次着手していく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	2	1	環境保全費	111

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	東海自然歩道管理								
事業目的	愛知県からの委託を受け犬山市内の東海自然歩道を、自然と触れ合える場として市民等が安全に利用できるよう維持管理する。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県から委託を受け指定された東海自然歩道を維持管理する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・自然歩道のパトロール ・トイレ、休憩所などの清掃 ・軽微な修繕 ・管理状況等の愛知県への報告 ・東海自然歩道の普及・利用啓発 ●主な決算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・東海自然歩道パトロール業務委託料</td> <td style="text-align: right;">1,817,370円</td> </tr> <tr> <td>・清掃業務委託料</td> <td style="text-align: right;">506,000円</td> </tr> <tr> <td>・善師野駅前公衆トイレ設備保守点検業務委託料</td> <td style="text-align: right;">291,500円</td> </tr> <tr> <td>・寂光院トイレ借り上げ料</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> </table> 	・東海自然歩道パトロール業務委託料	1,817,370円	・清掃業務委託料	506,000円	・善師野駅前公衆トイレ設備保守点検業務委託料	291,500円	・寂光院トイレ借り上げ料	120,000円
・東海自然歩道パトロール業務委託料	1,817,370円								
・清掃業務委託料	506,000円								
・善師野駅前公衆トイレ設備保守点検業務委託料	291,500円								
・寂光院トイレ借り上げ料	120,000円								
事業の成果・効果	多い日には1日あたり200名程度が散策する市内東海自然歩道において、年100日程度の定期的なパトロールのほか、エリア内にあるトイレ清掃などを実施し、倒木発生時にはその対応を行うなど、管理者である愛知県と連携し、散策者の安全で良好な環境を維持することができた。								

II : 個別事業内訳

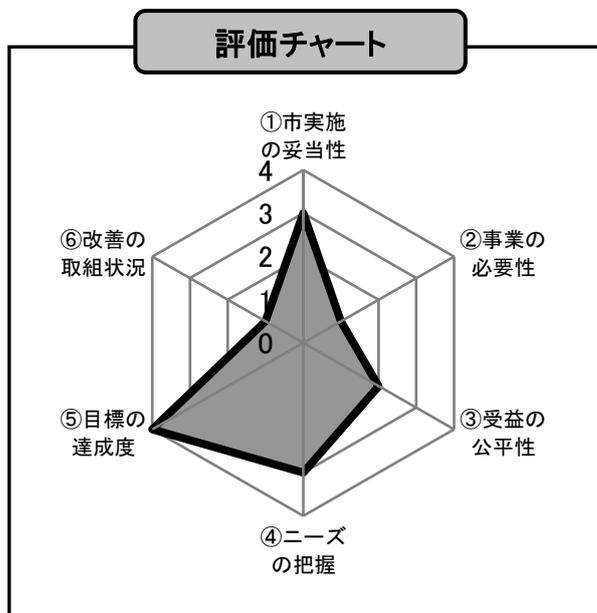
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
東海自然歩道管理	2,923	1,586	1,337	46%	2	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,923	1,586	1,337	46%	2	1	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		3,005	2,923	3,192
財源内訳	国県支出金	1,586	1,586	1,586
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	1,419	1,337	1,606
一般財源の割合		47%	46%	50%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	事業内容に採算性がなく、本業務は地元地区住民や団体の協力のもと業務委託し実施しており、民間のサービス供給は全く期待できない。
②事業の必要性	1	歩道利用者の安全確保は必要であるが、管理主体は愛知県であり、状況によっては市の継続実施を見直すことも必要である。
③受益の公平性	2	東海自然歩道は市民の他、市外利用者が利用することも多い。
④ニーズの把握	3	年間4回の入込調査を実施しており、東海自然歩道における利用ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	年間を通じて定期的にパトロールやトイレ等の清掃、軽易な修繕等を行い、良好な環境を維持管理を実施した。
⑥改善の取組状況	1	管理主体が愛知県であることを前提として、業務の点検を継続していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	東海自然歩道の管理者である愛知県と、パトロール業務を委託されている本市とで、施設維持管理に要する修繕をはじめ委託業務範囲を明確化するための課題の洗い出しに着手した。
令和4年度に見直しを実施している事項	令和3年度の検証を踏まえて愛知県への確認や協議を実施し、必要に応じて業務範囲の見直しなどにも着手していく。
今後見直しを検討する事項	現在パトロール業務を実施している地元住民の高齢化が進み、担い手の確保も困難となってきたため、東海自然歩道管理のあり方自体の見直しも愛知県と協議していく必要がある。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
管理者である愛知県との役割分担が曖昧であるとともに、歩道のパトロール業務担う人材の確保が困難となっている。	現在パトロール業務を実施している地元住民の高齢化が進み、次の担い手の確保も困難となっているため、他自治体の状況を確認しつつ、愛知県と協議しながら管理業務のあり方の整理を行っていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	1	清掃総務費	251

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	廃棄物処理施設地元補償
事業目的	廃棄物処理施設建設時に地元と締結した協定事項を履行することにより、地元住民の生活環境の向上に繋げる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設建設時に地元と締結した協定事項を履行するための事業を実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○都市美化センター地元補償 <ul style="list-style-type: none"> ・地元補償金の支払い、城東中学校南側多目的広場整備 ○最終処分場地元補償 <ul style="list-style-type: none"> ・地元補償金の支払い、もみの木駐車場進入道路整備 ○今井切塞多目的広場管理 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場の維持管理、近接河川水の水質検査 ○環境センター地元補償 <ul style="list-style-type: none"> ・地元補償金の支払い ○清掃総務事務 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関連施設の設置に係る地元との紛争の予防・調整 ●主な決算額の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・環境センター地元補償金 2,250,000円 ・もみの木駐車場進入道路整備等工事請負費 935,000円 ・美化センター地域補償金 770,000円
事業の成果・効果	廃棄物処理施設設置時に地元と締結した協定事項を履行することにより、地元との信頼回復と地元住民の生活環境の向上に繋がった。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

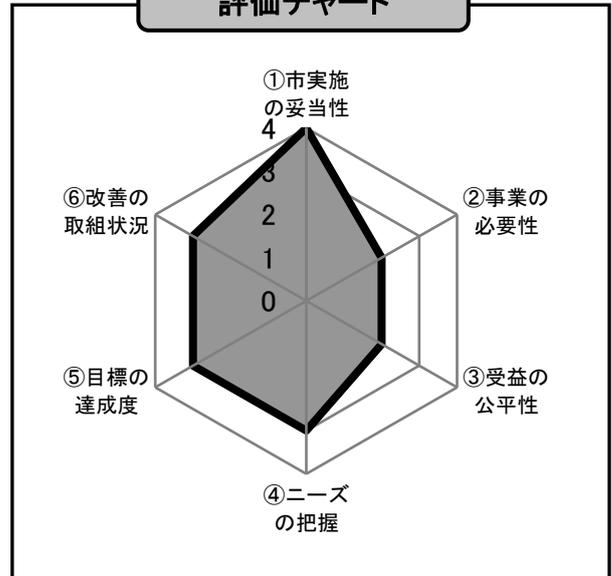
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
都市美化センター地元補償	770	0	770	100%	3	4	3
八曾最終処分場地元補償	1,435	0	1,435	100%	3	4	3
今井切塞多目的広場管理	1,179	0	1,179	100%	3	4	3
環境センター地元補償	2,250	0	2,250	100%	3	3	3
清掃総務事務	138	0	138	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,772	0	5,772	100%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		92,349	5,772	24,926
財源内訳	国県支出金	2,877	0	0
	地方債	54,600	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	34,872	5,772	24,926
一般財源の割合		38%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	廃棄物処理施設の設置に伴う市と地元との協定事項であり、民間での実施は不可能である。
②事業の必要性	2	地元との協定事項を履行することは市の責務である。しかしながら、財政状況が著しく悪化した場合は、事業の延期等地元の理解を得る必要がある。
③受益の公平性	2	廃棄物処理施設を設置した地元の要望事項であるため、対象は全ての市民ではない。
④ニーズの把握	3	地元からの要望により実施する事業であるため、ニーズに則している。
⑤目標の達成度	3	都市美化センターの地元補償事業として、城東中学校南側多目的広場詳細設計を行った。
⑥改善の取組状況	3	合理的な事業実施となるように地元住民と綿密な打ち合わせ等を行いながら、取り組んだ。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	都市美化センターの地元である塔野地区について、長年履行状況を確認してこなかった反省を踏まえ、「総合グランド建設に代わる地域振興策に関する覚書」に基づき、令和3年度の事業の進捗状況の報告を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	都市美化センター地元補償事業は、引続き城東中学校南側多目的広場整備詳細設計を行う。
今後見直しを検討する事項	都市美化センターの地元である善師野区について、都市美化センター補償事業の内容を協議し、覚書を再締結する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
令和3年度に善師野防災広場設置委員会を設置。都市美化センター補償事業の引続き、協議を行う。	地元と協議を行い、補償事業の内容を確認していく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	1	清掃総務費	253

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	愛北広域事務組合
事業目的	愛北クリーンセンター及び尾張北部聖苑において、し尿処理業務及び火葬業務を遂行する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町の3市2町で構成する一部事務組合において、事務を広域で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の運営、維持管理 ・火葬場の運営、維持管理 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○広域事業を遂行するために必要な経費を負担金として3市2町で拠出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿、浄化槽汚泥の処理 ・人及び小動物の火葬、斎場の貸出し ・組合議会の開催（年3回） ・し尿処理施設（愛北クリーンセンター）、火葬場（尾張北部聖苑）設置の両地元の住民代表者等で構成する公害防止委員会の開催 ・施設維持のための工事施工 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営費負担金 494,286円 ・共通経費運営費負担金 13,801,558円 ・火葬場事業運営費負担金 38,729,606円 ・し尿処理場運営費負担金 54,351,728円
事業の成果・効果	3市2町から構成される愛北広域事務組合により、火葬場である尾張北部聖苑及びし尿・浄化槽汚泥処理施設である愛北クリーンセンターの維持管理・運営がされ、火葬及びし尿処理が滞りなく実施できた。

II : 個別事業内訳

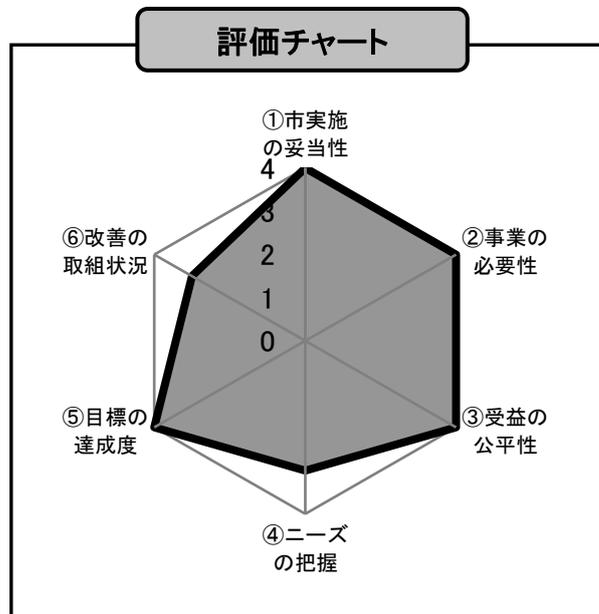
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
愛北広域事務組合	107,377	0	107,377	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	107,377	0	107,377	100%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		104,167	107,377	107,277
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	104,167	107,377	107,277
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	し尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村が処理しなければならないと規定されている。火葬業務は、民間での実施も可能ではあるが、火葬場建設にあたっては地元承諾を得ることが困難であり、公が実施することが望ましい。
②事業の必要性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないと規定されている。また、火葬業務も同様に、生活環境の保全上支障が生じないうちに行う必要がある。
③受益の公平性	4	火葬に関しては全ての市民が対象である。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿汲み取り及び浄化槽の家庭が対象であるため、多数の市民が対象である。
④ニーズの把握	3	火葬場では、利用者の声が聞けるように投書台が設置してある。し尿処理施設に関しては、直接市民が利用することがないためニーズの把握をしていない。
⑤目標の達成度	4	一部事務組合にて施設を継続的に使用できるように修繕の計画等を策定しており、滞りなく処理することができた。
⑥改善の取組状況	3	一部事務組合にて事業を行った。改善が必要と考えられる部分については、構成市町として働きかけた。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	愛北広域事務組合が行う事業に対し、構成市としてチェックを行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	愛北広域事務組合が行う事業に対し、構成市としてチェックを行う。
今後見直しを検討する事項	愛北広域事務組合が行う事業に対し、構成市としてチェックを行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
し尿処理施設(平成5年竣工、築29年)、火葬場(平成元年竣工、築33年)ともに、老朽化による営繕費増が今後見込まれる。	し尿処理施設は築50年まで、火葬場は築60年まで継続使用できるように施設整備を検討していく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	2	ごみ処理費	253

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	資源物リサイクル・廃棄物処理										
事業目的	循環型社会の構築に向け、ごみ分別の徹底によるごみの減量及び資源物のリサイクルを推進するとともに、廃棄物の収集運搬・処理を適正に実施する。										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ集積場の環境整備 ○ごみ減量及びリサイクルの啓発 ○不法投棄対策 ○家庭系可燃ごみ指定袋による収集 ○資源物・廃棄物の収集運搬・中間処理 ○廃棄物処理に係る基本的な計画の策定 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○収集容器始めごみ集積場関連用品等の整備 ○ICT活用やごみ収集カレンダーによる分別方法等の周知 ○不法投棄パトロールの実施、監視カメラの設置 ○指定袋、ボランティア袋、粗大ごみ処理券の作成 ○収集容器設置、ごみの収集・運搬、再生利用するための中間処理等 ●主な決算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・ ネットステーション購入費</td> <td style="text-align: right;">2,571,800円</td> </tr> <tr> <td>・ 家庭系可燃ごみ指定袋等印刷製本費</td> <td style="text-align: right;">19,751,930円</td> </tr> <tr> <td>・ 可燃ごみ収集委託料</td> <td style="text-align: right;">148,338,300円</td> </tr> <tr> <td>・ 資源物及び不燃ごみ等収集運搬業務委託料</td> <td style="text-align: right;">116,710,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 粗大ごみ受付業務委託料</td> <td style="text-align: right;">2,469,335円</td> </tr> </table> 	・ ネットステーション購入費	2,571,800円	・ 家庭系可燃ごみ指定袋等印刷製本費	19,751,930円	・ 可燃ごみ収集委託料	148,338,300円	・ 資源物及び不燃ごみ等収集運搬業務委託料	116,710,000円	・ 粗大ごみ受付業務委託料	2,469,335円
・ ネットステーション購入費	2,571,800円										
・ 家庭系可燃ごみ指定袋等印刷製本費	19,751,930円										
・ 可燃ごみ収集委託料	148,338,300円										
・ 資源物及び不燃ごみ等収集運搬業務委託料	116,710,000円										
・ 粗大ごみ受付業務委託料	2,469,335円										
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集カレンダーの作成、資源回収奨励金及びごみ集積場環境整備補助金の交付を行い、適正な分別によるごみの排出がなされた。 ・ 不法投棄監視カメラを貸し出しすることで、不法投棄の抑制が図られた。 ・ 家庭系可燃ごみ指定袋によりごみ処理手数料を徴収し、ごみの減量及び適正排出が図られた。 ・ 資源物・廃棄物の収集運搬・中間処理を実施し、生活環境の保持と資源循環形成に寄与できた。 										

II : 個別事業内訳

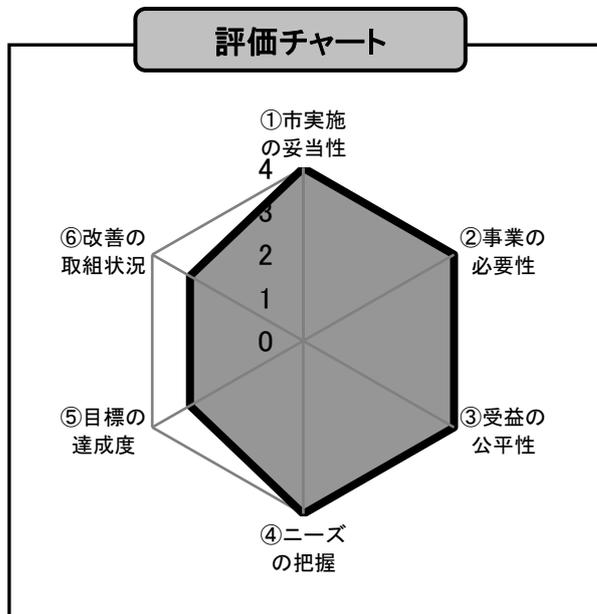
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
塵芥処理事務	12,590	289	12,301	98%	3	3	3
公用車管理（ごみ処理費）	1,218	0	1,218	100%	3	3	3
廃棄物処理	416,843	200,330	216,513	52%	3	3	4
廃棄物処理（公共施設分）	1,420	0	1,420	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	432,071	200,619	231,452	54%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		429,691	432,071	443,890
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	150,097	200,619	143,134
	一般財源	279,594	231,452	300,756
一般財源の割合		65%	54%	68%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、一般廃棄物は市町村が処理しなければならないと規定されている。
②事業の必要性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないと規定されている。
③受益の公平性	4	全市民が受益者である。
④ニーズの把握	4	・ごみ集積場環境整備助成事業に関するニーズを把握のためのアンケート調査の実施 ・資源回収団体育成奨励補助金に関する各団体のニーズを把握のためのアンケート調査の実施
⑤目標の達成度	3	ごみ分別アプリ登録者数 1,460人 (前年度比 42人増加) 資源回収団体育成奨励金補助団体数89団体 (前年度比 増減なし) 生ごみ処理機器補助件数 8件 (前年度比 1件減少) ごみ集積場環境整備補助件数 12件 (前年度比 増減なし)
⑥改善の取組状況	3	現時点で必要な取り組みを実施したが、今後も時勢に応じた見直しをしていく必要がある。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積場環境整備助成事業に関するニーズを把握のためのアンケート調査の実施 資源回収団体育成奨励補助金に関する各団体のニーズを把握のためのアンケート調査の実施 食品ロス削減施策としてフードドライブ事業の実施 ペットボトルのリサイクルの見直し (ボトルt o ボトル)
令和4年度に見直しを実施している事項	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減施策としてフードシェアリング事業の実施 環境課の窓口でキャッシュレス徴収 ペットボトルのリサイクルの見直し (ボトルt o ボトル)
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍住民へのごみ分別の周知・徹底方法の検討 プラスチック製品のリサイクルの検討

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
外国籍住民や単身世帯が増加しており、これらの世帯から排出されるごみ分別が悪く、ごみ集積場を管理する町内会から対策を求められている。	不法投棄対策や外国籍住民へのごみ分別周知など、住環境を衛生的に保つために最低限行わなければならない事業を優先して行う。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	2	ごみ処理費	253

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	廃棄物処理施設運転管理										
事業目的	市民等が排出するごみを都市美化センター及び八曾最終処分場において安定的に処理を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○都市美化センター <ul style="list-style-type: none"> ・収集した可燃ごみ・不燃ごみ等を焼却処理・破砕処理する。 ○八曾最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理・破砕処理後に排出する焼却灰と破砕残渣を埋立てし、浸出水処理施設において浸出水の処理を実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○都市美化センター <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設・破砕施設の運転管理、公害防止委員会の開催 ・新たなごみ処理施設が稼動するまで、適正な処理を安定的に継続していくために、ごみ焼却施設及び破砕施設の補修工事等による適切な維持管理 ○八曾最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び破砕残渣を埋め立てた後、覆土整備を施工 ・埋立て層を通過する浸出水を浸出水処理施設により適正に処理、公害防止委員会の開催 ●主な決算額の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・都市美化センター運転管理等委託料</td> <td style="text-align: right;">293,964,000円</td> </tr> <tr> <td>・都市美化センター施設維持補修工事請負費外3件</td> <td style="text-align: right;">96,693,080円</td> </tr> <tr> <td>・焼却灰・飛灰処理委託料</td> <td style="text-align: right;">25,236,118円</td> </tr> <tr> <td>・八曾最終処分場覆土整備工事請負費</td> <td style="text-align: right;">4,235,000円</td> </tr> <tr> <td>・八曾最終処分場施設管理業務委託料</td> <td style="text-align: right;">1,980,000円</td> </tr> </table> 	・都市美化センター運転管理等委託料	293,964,000円	・都市美化センター施設維持補修工事請負費外3件	96,693,080円	・焼却灰・飛灰処理委託料	25,236,118円	・八曾最終処分場覆土整備工事請負費	4,235,000円	・八曾最終処分場施設管理業務委託料	1,980,000円
・都市美化センター運転管理等委託料	293,964,000円										
・都市美化センター施設維持補修工事請負費外3件	96,693,080円										
・焼却灰・飛灰処理委託料	25,236,118円										
・八曾最終処分場覆土整備工事請負費	4,235,000円										
・八曾最終処分場施設管理業務委託料	1,980,000円										
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ○都市美化センター <ul style="list-style-type: none"> 都市美化センターに搬入したごみを適切に全量焼却処理又は破砕処理した。 ○八曾最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> 都市美化センターから排出した焼却灰、飛灰、破砕残渣を全量埋立処分した（市外埋立処分を含む。）。埋立て層を通過する浸出水を浸出水処理施設により適正に処理した。 										

II : 個別事業内訳

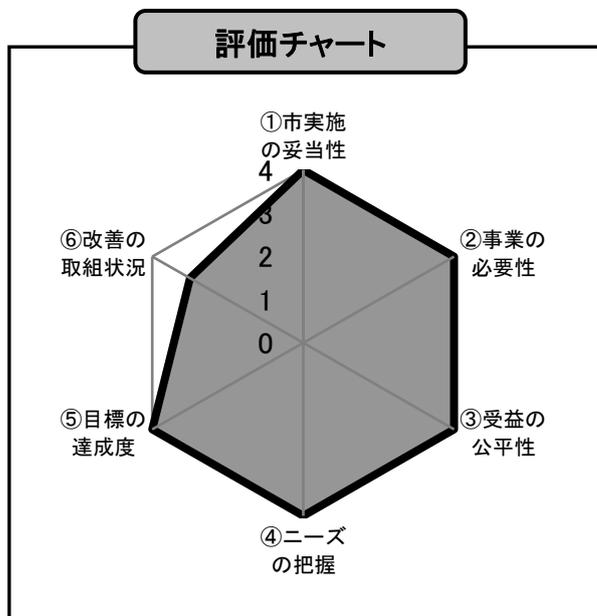
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
都市美化センター管理	321,953	0	321,953	100%	4	4	3
都市美化センター営繕	102,514	0	102,514	100%	4	3	3
最終処分場管理	12,021	0	12,021	100%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	436,488	0	436,488	100%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		444,262	436,488	470,042
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	17,900	0	0
	その他	75	0	0
	一般財源	426,287	436,488	470,042
一般財源の割合		96%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、一般廃棄物は市町村が処理しなければならないと規定されている。
②事業の必要性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないと規定されている。
③受益の公平性	4	全市民が受益者である。
④ニーズの把握	4	令和10年度より犬山市、江南市、扶桑町、大口町の2市2町で、江南市に新ごみ処理施設を建設することが決定している。施設の老朽化が進んでいるが、新ごみ処理施設の稼働まで、現施設で安定したごみ処理が望まれている。
⑤目標の達成度	4	都市美化センターに搬入したごみを適切に全量焼却処理又は破碎処理した。都市美化センターから排出した焼却灰、飛灰、破碎残渣を全量埋立処分した(市外埋立処分を含む。)
⑥改善の取組状況	3	老朽化した施設で安全かつ安定的にごみ処理を行うために細心の注意を払いながら、コスト意識をもって、施設を運転していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	都市美化センターの焼却処理施設及び破碎処理施設の主要設備について、令和9年度末までの耐用年数を考慮し、更新・補修工事を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	都市美化センターの稼働は令和6年度末までの予定だったが、広域ごみ処理施設の供用開始が3年延びたため、令和2年度に策定した長寿命化計画を再度見直し、維持管理を行う。
今後見直しを検討する事項	都市美化センターの稼働は令和9年度末までを予定しているため、耐用年数を考慮した補修工事ができるよう計画を立てる。また、新ごみ処理施設稼働に併せ八曾最終処分場も埋立終了できるよう計画的に埋立していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設稼働終了年度を見越して、計画的な補修を行っていくが、突発的な補修も含めて、年間約1億円の補修費を今後も確保する必要がある。	施設稼働終了年度を見越して、計画的な補修を行っていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	2	ごみ処理費	259

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	広域ごみ処理施設整備
事業目的	ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減を踏まえ、県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)の広域で新ごみ処理施設の稼働を目指す。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・2市2町で構成する一部事務組合の尾張北部環境組合において、老朽化した犬山市都市美化センターと江南丹羽環境組合の環境美化センターに代わるごみ処理施設の建設に向け、事業を進める。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部環境組合の事業を遂行するために必要な経費を負担金として2市2町で拠出する。 ・新ごみ処理施設建設時の負担を軽減するため、家庭系可燃ごみ指定袋による収入から袋製作費等の経費を除いた分に一般財源等を加算し、広域ごみ処理施設整備基金に積み立てる。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部環境組合負担金 23,651,759円 ・広域ごみ処理施設整備基金積立金 90,269,642円
事業の成果・効果	2市2町で構成される尾張北部環境組合により、新ごみ処理施設の建設に向け、必要な事業が計画どおり実施できた。

II : 個別事業内訳

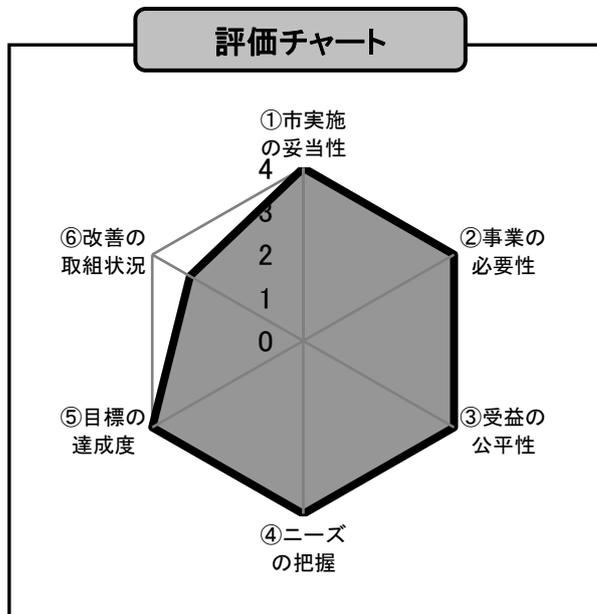
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
尾張北部環境組合	23,652	0	23,652	100%	2	4	2
広域ごみ処理施設整備基金積立金	90,270	60,270	30,000	33%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	113,922	60,270	53,652	47%	3	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		136,824	113,922	121,690
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	60,343	60,270	60,268
	一般財源	76,481	53,652	61,422
一般財源の割合		56%	47%	50%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、一般廃棄物は市町村が処理しなければならないと規定されている。
②事業の必要性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないと規定されている。
③受益の公平性	4	全市民が受益者である。
④ニーズの把握	4	新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価や都市計画決定手続きについて、受益者以外の意見も収集している。
⑤目標の達成度	4	計画どおり環境影響評価、都市計画決定手続きが行われた。事業者選定、用地取得が滞っている。
⑥改善の取組状況	3	事業におけるコストや手法等については、今後もチェックが必要。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	尾張北部環境組合が行う事業に対し、構成市としてチェックを行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	・事業者選定
今後見直しを検討する事項	・尾張北部環境組合が行う事業に対し、構成市としてチェックを行う。 ・新ごみ処理施設への収集運搬委託料について試算を行い、事業者と協議していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
新施設への直接搬入の条件整理を行う必要がある。	構成市町の担当者会で、直接搬入の条件整理を行っていく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	3	3	し尿処理費	259

部局名	経済環境部
課名	環境課

I : 事業概要

施策事業名	し尿処理								
事業目的	し尿処理を円滑に行うとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理等を円滑に行うため、し尿汲取り券の作成、し尿汲取り及び運搬を行う。 ・し尿汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換えを推進する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取り券の作成 ・各家庭等からのし尿汲取り及び愛北クリーンセンターへの運搬 ・し尿中継槽（環境センター）の維持管理 ・し尿汲取り券取扱店を経由したの手数料の徴収 ・し尿汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換えに係る補助金の交付 ●主な決算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・し尿運搬委託料</td> <td style="text-align: right;">8,852,448円</td> </tr> <tr> <td>・し尿汲取委託料</td> <td style="text-align: right;">19,423,800円</td> </tr> <tr> <td>・合併処理浄化槽設置整備事業補助金</td> <td style="text-align: right;">6,088,000円</td> </tr> <tr> <td>・環境センター施設管理業務委託料</td> <td style="text-align: right;">826,100円</td> </tr> </table> 	・し尿運搬委託料	8,852,448円	・し尿汲取委託料	19,423,800円	・合併処理浄化槽設置整備事業補助金	6,088,000円	・環境センター施設管理業務委託料	826,100円
・し尿運搬委託料	8,852,448円								
・し尿汲取委託料	19,423,800円								
・合併処理浄化槽設置整備事業補助金	6,088,000円								
・環境センター施設管理業務委託料	826,100円								
事業の成果・効果	安定的かつ継続的なし尿処理を実施したことにより、生活環境が保全された。								

II : 個別事業内訳

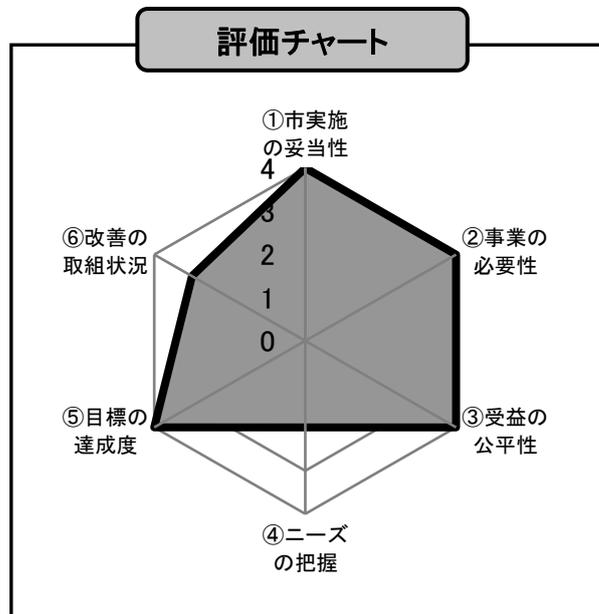
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
し尿処理	34,604	19,051	15,553	45%	4	4	3
環境センター管理	1,564	0	1,564	100%	2	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	36,168	19,051	17,117	47%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		31,827	36,168	41,268
財源内訳	国県支出金	955	3,976	4,256
	地方債	0	0	0
	その他	15,772	15,075	17,418
	一般財源	15,100	17,117	19,594
一般財源の割合		47%	47%	47%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	し尿は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村が処理しなければならないと規定されている。
②事業の必要性	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないと規定されている。
③受益の公平性	4	浄化槽、し尿汲み取り世帯は限定される(約30%)が、適正なし尿処理は、悪臭・水質汚濁防止等の生活環境悪化を防止し、全住民への受益に繋がる。
④ニーズの把握	2	令和元年度の一般廃棄物処理基本計画改定時にパブリックコメントを行った。
⑤目標の達成度	4	滞りなくし尿の処理ができていた。
⑥改善の取組状況	3	し尿に係る環境保全是、汲取り便槽及び浄化槽を利用する住民への意識づけが重要であるため、引き続き取り組みを実施していく。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	・し尿汲取り手数料の改正検討
令和4年度に見直しを実施している事項	・し尿汲取り手数料の改定・環境センター廃止に向け、時期・手法を検討
今後見直しを検討する事項	・環境センター廃止時期の検討

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
事業者へ支払うし尿汲取り委託料については増額したが、市民が負担するし尿汲取り手数料についても、市民負担の増額を検討する必要がある。	近隣市町のし尿汲取り手数料を比較検討するとともに、適正な住民負担を検討して、見直しを行う。 し尿手数料、徴収方法の検討